

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第二項関係）
※ 「現行」は、防衛省設置法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後のもの
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十一（略） 三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。 三十三 三十五（略） 2（略） （内部部局の所掌事務） 第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十三号までに掲げる事務 五 八（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十一（略） （新設） 三十二 三十四（略） 2（略） （内部部局の所掌事務） 第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務 五 八（略）</p>

2 (略)

(地方防衛局)

第三十一条 (略)

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十三号まで及び第三十五号に掲げる事務の全部又は一部

二 (略)

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第一項第十三号、第三十三号及び第三十五号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲げる事務(第八条第一項第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

2 (略)

(地方防衛局)

第三十一条 (略)

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十二号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部

二 (略)

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第一項第十三号、第三十二号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務(第八条第一項第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。